

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：鳥取県営工業用水道事業会計

事業名	鳥取県営工業用水道事業		
事業開始年月日	昭和43年4月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	職員数（H24. 4. 1現在）		4人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	12.6円（平成21年度）	財政力指数	0.26（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	91.9（平成21年度）	実質公債費比率（%）	11.7（平成22年度）
		将来負担比率（%）	150.1（平成21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金保証金免除繰上償還に係る工業用水道事業健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	鳥取県知事 平井伸治
既存計画との関係	鳥取県企業局経営改善計画（平成23年度～平成25年度）
公表の方法等	ホームページ及び所属常任委員会へ報告予定
基本方針	「鳥取県企業局経営改善計画」に基づき、人件費等の経費削減の徹底と新規需要の開拓による収益の確保により、持続可能な経営を確保する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	4,462.7		うち年利7%以上	4,462.7
	補償金免除額	389.8			389.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	工業用水道事業	4,462.7			4,462.7
合 計 (A)		4,462.7			4,462.7
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)		0			0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,462.7			4,462.7

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部平成24年度～平成28年度
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰上金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容												
財務上の特徴	<p>本県の工業用水道事業は、日野川及び鳥取地区の2施設である。</p> <p>平成23年度末における日野川工業用水道は供給能力77,000m³/日で、85社に対し30,500m³/日を給水している。(H24.9.1現在 供給能力77,000m³/日で83社に対し30,300m³/日給水)</p> <p>また、同年度末における鳥取地区工業用水道は供給能力12,400m³/日で、3社に対し6,600m³/日を給水している。(H24.9.1現在 供給能力16,500m³/日で9社に対し7,650m³/日給水)</p> <p>水リサイクル技術の進歩や企業による経費削減への取り組みなどにより契約給水量は年々逡減しており、新たな企業への給水は困難となっている。</p> <p>財務状況は、過去の設備投資に伴う企業債がかさみ単年度収支の赤字化が継続する厳しい経営状況となっている。</p> <p>このため運転資金が不足する平成37年度までの間は、一般会計からの出資等の支援に頼らざるを得ない状況である。</p>												
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>営業収益等の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>水リサイクル技術の進歩や企業による経費削減への取り組みなどにより、大口ユーザーの大幅減量などにより契約給水量が減少する中、経営改善に向けた未利用水解消の取り組みによる営業収益の確保のため、関係機関・商工団体等と連携した企業訪問等による新たな工水需要の開拓が急務となっている。</p> <p>また、未利用資産（職員宿舎等）を積極的に売却し、管理経費の削減と僅かながらでも収益の確保を図る必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>経営の合理化・効率化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>工業用水道事業の効率的な管理運営体制の構築、業務のアウトソーシングの導入などにより、業務を効率的に執行できる体制の整備が必要となっている。</p> <p>さらに職員人件費についても、施設の適正管理と安定供給の維持に配慮しつつ職員定数を見直すなどして削減が求められている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	営業収益等の確保	<p>水リサイクル技術の進歩や企業による経費削減への取り組みなどにより、大口ユーザーの大幅減量などにより契約給水量が減少する中、経営改善に向けた未利用水解消の取り組みによる営業収益の確保のため、関係機関・商工団体等と連携した企業訪問等による新たな工水需要の開拓が急務となっている。</p> <p>また、未利用資産（職員宿舎等）を積極的に売却し、管理経費の削減と僅かながらでも収益の確保を図る必要がある。</p>		課 題 ②	経営の合理化・効率化	<p>工業用水道事業の効率的な管理運営体制の構築、業務のアウトソーシングの導入などにより、業務を効率的に執行できる体制の整備が必要となっている。</p> <p>さらに職員人件費についても、施設の適正管理と安定供給の維持に配慮しつつ職員定数を見直すなどして削減が求められている。</p>		課 題 ③		課 題 ④	
課 題 ①	営業収益等の確保												
<p>水リサイクル技術の進歩や企業による経費削減への取り組みなどにより、大口ユーザーの大幅減量などにより契約給水量が減少する中、経営改善に向けた未利用水解消の取り組みによる営業収益の確保のため、関係機関・商工団体等と連携した企業訪問等による新たな工水需要の開拓が急務となっている。</p> <p>また、未利用資産（職員宿舎等）を積極的に売却し、管理経費の削減と僅かながらでも収益の確保を図る必要がある。</p>													
課 題 ②	経営の合理化・効率化												
<p>工業用水道事業の効率的な管理運営体制の構築、業務のアウトソーシングの導入などにより、業務を効率的に執行できる体制の整備が必要となっている。</p> <p>さらに職員人件費についても、施設の適正管理と安定供給の維持に配慮しつつ職員定数を見直すなどして削減が求められている。</p>													
課 題 ③													
課 題 ④													
留 意 事 項													

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

		(単位:百万円, %)									
年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
区 分		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3	99	306	463	761	205				
	2. 他 会 計 出 資 金	176	187	194	202	210	215	220	229	243	267
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金			1							
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	42	42	137	193	215					
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	221	328	638	858	1,186	420	220	229	243	267
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	221	328	638	858	1,186	420	220	229	243	267	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	201	155	493	676	989	85	27	28	12	14
	うち 職 員 給 与 費										
	2. 企 業 債 償 還 金	327	338	350	364	377	386	396	409	426	454
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	528	493	843	1,040	1,366	471	423	437	438	468	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	307	165	205	182	180	51	203	208	195	201	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	300	160	182	160	143	51	202	207	194	200
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	7	5	23	22	37		1	1	1	1
計 (F)	307	165	205	182	180	51	203	208	195	201	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (H)											
企 業 債 現 在 高 (I)	6,989	6,750	6,706	6,805	7,189	7,008	6,612	6,203	5,777	5,323	

(単位:百万円, %)				
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
172	30	29	92	78
215	220	229	243	267
137				
524	250	258	335	345
524	250	258	335	345
308	37	29	92	78
699	431	437	518	532
175	181	179	183	187
175	181	179	183	187
175	181	179	183	187
6,971	6,606	6,228	5,894	5,518

(2) 他会計繰入金

		(単位:百万円)									
年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
区 分		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
収 益 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金				1	2	2	2	2	2	2
	うち 基 準 外 繰 入 金				1	2	2	2	2	2	2
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	176	187	195	202	210	215	220	229	243	267
	うち 基 準 外 繰 入 金	176	187	194	202	210	215	220	229	243	267
	合 計	176	187	195	203	212	217	222	231	245	269

(単位:百万円)				
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
1	1	1	1	1
1	1	1	1	1
215	220	229	243	267
215	220	229	243	267
216	221	230	244	268

(3) 経営指標等

(単位:%)

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	平成24年度 (計画初年度) (決算)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
料金回収率※ (%)	81.8	97.4	80.0	80.4	71.2	66.7	69.8	69.8	69.8	69.8	72.5	69.8	69.8	69.8	69.8	
資本費 (円又は%)	13.4	12.9	12.6	12.4	12.1	13.1	12.5	12.1	11.7	11.0	11.8	12.6	12.3	12.2	11.1	
総収支比率(法適用) (%)	98.9	105.0	91.0	88.8	75.2	72.1	73.8	79.6	77.0	82.2	78.4	75.8	68.0	66.4	85.2	
経常収支比率(法適用) (%)	98.9	105.7	91.0	88.8	75.2	71.7	73.8	79.6	77.0	82.2	78.1	63.5	67.6	66.4	85.2	
営業収支比率(法適用) (%)	104.7	127.5	100.8	107.3	97.0	89.4	89.7	97.0	91.0	96.6	101.0	76.8	82.8	76.9	95.1	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-298	-291	-307	-402	-519	-533	-559	-586	-618	-641	-530	-593	-658	-707	-727	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	-	-	-	0.2	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	うち基準内繰入金 (%)	-	-	-	0.2	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	うち基準外繰入金 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	資本的収入分 (%)	79.6	57.0	30.6	23.5	17.7	51.2	100.0	100.0	100.0	100.0	41.0	88.0	88.8	72.5	77.4
	うち基準内繰入金 (%)	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち基準外繰入金 (%)	79.6	57.0	30.4	23.5	17.7	51.2	100.0	100.0	100.0	100.0	41.0	88.0	88.8	72.5	77.4

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医療収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定については、経済産業省の料金設定要領に基づく承認により料金単価を設定しており、平成17年度から現在の料金としている。 なお、鳥取地区及び日野川の一部については国が定めた基準料金の上限となっている。
2 他会計繰入金の見込み	日野川については収益的収支の資金不足に対し、一般会計から約6.8億円の借入れを受け、鳥取地区についても企業債の元金償還相当額(平成23年度末累計 16.3億円)について、一般会計から出資を受けている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	日野川は昭和43年に給水を開始して以来、適切な維持管理に努めており計画的な漏水対策、修繕・更新を行うことにより安定供給を維持している。 鳥取地区は平成24年度からⅠ期計画区域の本格給水を開始したが、今後予定のⅡ期計画区域の実施については、企業の立地動向や需要見込を適切に見極めながら検討することとしている。 資産売却収入としては、未利用となっていた職員宿舎を売却処分し、約3百万円の収入を得た。(H24.6)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	その他経費の算定については、発生が確定であるものを織り込むとともに、未確定であるものについては直近の年度の平均額を用いるなど、適切にその額を算定することとしている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	II の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	鳥取県企業局経営改善計画に基づき、経営の合理化・効率化等に取り組むこととしており、職員体制についても定数削減を実施している。 H17年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 17名 11名 8名 6名 4名 2名
○ 給与のあり方	②	
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		知事部局に準じた給料表の引き下げ改定、給与水準の引き下げ等を実施している。 なお、地域手当はは支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成17年度から廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方		知事部局に準じて、公益事業や福利事業については大幅に事業縮小している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	計画的な漏水対策と施設の計画的な修繕・改良・更新や危機管理体制の充実等により、維持管理費等の縮減に努めている。 また、さらなる効率的な業務執行のため業務のアウトソーシングの導入の可能性についても検討することとしている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	工業用水道事業施設・設備の監視・操作、巡視点検等の業務については、平成18年度より民間企業へ委託を行っている。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	水リサイクル技術の進歩や企業による経費削減への取り組みなどにより、大口ユーザーの大幅減量などにより契約給水量が減少する中、経営改善に向けた未利用水解消の取り組みによる営業収益の確保のため、関係機関・商工団体等と連携した企業訪問等による新たな工事需要の開拓が急務となっている。 また、未利用資産（職員宿舎等）を積極的に売却し、管理経費の削減と僅かながらでも収益の確保を図る必要がある。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	②	「鳥取県企業局経営改善計画」(H23～H25)、「鳥取県企業局経営プラン」(H26～28)を策定し、計画的かつ効率的で透明性の高い企業経営を推進することとしており、県のホームページにおいて公開している。
○ 行政評価の導入	②	「鳥取県企業局経営改善計画」、「鳥取県企業局経営プラン」の達成状況の検証・評価に当たっては、毎年度、マネジメントサイクルにより把握・見直しを行うとともに、2年経過した時点で外部委員による評価を実施し、その結果については県民に広く公開するとともにユーザーに対しても説明することとしている。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	「鳥取県企業局経営改善計画」「鳥取県企業局経営プラン」に基づき、経営の合理化・効率化等に取り組んでおり、とりわけ人件費については施設の監視・操作、点検業務等を外部委託化することにより、大幅な経費削減を達成した。（職員定数を平成17年度から本年度までに15名削減）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	人件費の削減及び新規需要開拓による収益の向上等の経営効率化により、平成34年度には黒字転換を見込んでおり、その後は累積欠損金の削減を進めて行く。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	鳥取地区工業用水道事業は、多額の初期投資を要し、給水収益のみでは借入元金償還と利息の支払いがまかなえないことが想定されていたが、企業の経費節減や企業誘致、雇用確保等に不可欠な産業インフラであるため産業振興等の観点から一般会計からの出資等財源支援を前提として事業に着手したものの。現在のところ出資が不可欠であるが、経営改善計画を着実に進め、一般会計からの支援を最小限にとどめるよう努めている。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

